平３０医務保険第１０５９号

平成３１年(2019年)３月２６日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

　本改正により、平成３２年（２０２０年）４月１日から、エックス線装置等を備える病院等について以下の義務が生じますので、対応いただきますようお願いします。

・医療放射線安全管理責任者の配置

・診療放射線の安全利用のための指針策定

・放射線診療従事者に対する診療放射線安全利用のための研修実施

・放射線診療を受ける者の被ばく線量管理等

　また、新規則第２４条第８号に規定する診療用放射性同位元素として取り扱うこととなる未承認放射性医薬品（新規則第２４条第８号ハ（２）から（４）までに掲げるもの）を備えている病院等の管理者は、平成３１年４月１日以後一月以内に、新規則第２８条第１項各号に掲げる事項を当該病院等の所在地の都道府県知事（診療所にあっては、その所在地が保健所設置市又は特別区にある場合においては、当該保健所設置市の市長又は特別区の区長）に届け出ていただきますようお願いします。

医務保険課

医療指導班　有田

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939